

# 河辺荘居宅介護支援事業所重要事項

R 6 . 7 . 1 更新

## 1. 事業者について

設置者の名称 社会福祉法人河辺ふくし会  
代表名 理事長 高橋 隆幸

### ○事業所の名称

河辺荘居宅介護支援事業所（居宅介護支援）  
介護保険事業者指定番号 0572400679  
代表者名 管理者 石井 貴子  
電話番号 018-881-1181

## 2. 職員の職種、員数及び職務内容

管理者 1名（常勤） 事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。  
介護支援専門員 3名（常勤、兼務） 居宅介護支援の提供に当たる。  
事務員 1名（兼務）

## 3. 通常の事業実施区域

主に秋田市河辺地区

## 4. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日までとします。  
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。  
営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

## 5. 居宅介護支援の内容及び利用料

- ・居宅サービス計画（ケアプランの作成）  
利用者の心身状況やその環境、本人及び家族の希望等により居宅サービス計画を作成します。  
※自己負担なし 要介護1～2 10,570円、 要介護3～5 13,730円  
※通常の事業実施区域を越えて自動車を使用した場合は、1km毎に50円とします。
- ・要介護認定のための申請手続きの代行を行います。（無料）
- ・居宅サービス計画作成依頼書の提出を代行します。（無料）
- ・居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。（無料）
- ・居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理業務を行います。（無料）

## 6. 個人情報の取り扱い（守秘義務）について

居宅介護支援事業を通じて知り得た利用者、ご家族に関する情報は、より良いサービス提供のため、サービス担当者間の情報共有以外の目的で第三者に漏洩することは決していたしません。また、情報提供にあたり、利用者、ご家族にあらかじめ文書により同意得ます。なお、守秘義務については契約終了後あるいは職員が退職後も同様です。

## 7. 苦情処理

「苦情申出窓口」を設けて対応しております。詳細は別紙「苦情申出窓口」についての記載のとおりです。

## 8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者・家族、医療機関、関係市町村に連絡し必要な対応をするとともに、事故発生の状況・対応を正確に記録し、家族等に説明します。

## 9. 虐待防止について

別途定める「虐待防止に関する指針」に基づき、虐待の防止に取り組みます。

## 10. 業務継続計画に関する事項

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも出来る限り事業が継続できる様に尽力していきます。

## 11. 身体的拘束の適正化に関すること

利用者または、他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、手順に沿って適切に記録します。

## 12. 加入している損害賠償責任保険

|           |   |
|-----------|---|
| 保険会社名     | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                              |
| 代理店名      | 株式会社ミナミ保険（Tel）018-825-5111                      |
| 賠償責任事故の概略 | 業務遂行中の事故、業務の結果や提供した飲食物に起因する事故、施設所有・使用・管理に起因する事故 |

その他不明な点がございましたら遠慮なくお申し出下さい。